平成２２年（フ）第３０３号
大分市星和台１丁目15番８号
破産者　河野　照子
１　決定年月日　平成22年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７３９号
札幌市北区太平１条１丁目１番５号　パーソナルコート太平Ａ棟４号
破産者　石垣　行常
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８号
北海道登別市幌別町７丁目９番地１
破産者　阿部　詔宣
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
北海道登別市幌別町７丁目９番地１
破産者　阿部　悦子
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
北海道旭川市神居６条３丁目１番９号
破産者　藤弘　　温
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２８号
青森県上北郡七戸町字蛇坂19番地１
破産者　小原　勇三
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
岩手県花巻市円万寺字下中野12番地９
破産者　冨澤　幸雄
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８０号
宮城県白石市大平森合字上森合30番地１
破産者　多田　敏行
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３６６号
横浜市磯子区汐見台３丁目５番地５　3508棟823号
破産者　金子　一政
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７９号
横浜市南区高砂町３丁目28、住民票上の住所横浜市神奈川区神大寺１丁目９番28―308号
破産者　玉水　　弘
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９７号
横浜市港南区日野２丁目36番11号　第二内田荘202
破産者　元木由岐雄
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９８号
横浜市南区永田山王台３番16号
破産者　加藤　　豊
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９９号
横浜市南区永田山王台３番16号
破産者　加藤　孝子
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２２号
神奈川県座間市座間１丁目3273番地の10
破産者　大塚　吉則
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５１号
相模原市中央区上溝７丁目35番１号
破産者　小野源次郎
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３５４号
相模原市南区下溝102番地
破産者　伊藤　慶司
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３９１号
愛知県豊橋市西岩田１丁目６番地５
破産者　平尾　　勤
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２４１５号
京都市伏見区東奉行町４番地　桃陵団地37棟101号
破産者　南　　匡美
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３７号
京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地30棟207号
破産者　谷本　典子
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
奈良市大宮町３丁目２番７―301号
破産者　七福こと　伊藤恍三郎
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所